# 道路照明灯等管理札取付要領

埼玉県が管理する道路に設置した道路照明灯等(埼玉県が管理するもので別表に掲げるものをいう。以下「照明灯等」という。)の現況の把握と修繕の迅速化を図り、管理の万全を期するためその管理札の取付けについて、必要な事項を定める。

## 第1 管理札の規格

管理札の規格は別図に示すとおりとする。

## 第2 表示の基本

1 路線の表示する番号

路線の表示は路線の整理番号等(以下「路線番号」という。)を次の表に 掲げるとおり表示する。

• • • • • •	- / - 0
道路種別	表示の方法
一般国道	路線名のうちその数字を▽印で囲み表示する。
主要地方道	路線番号を○印で囲み表示する。
一般県道	路線番号のみを表示する。

なお、表示例を次に示す。

一般国道 16/

主要地方道 〔36〕

一般県道 「223」

### 2 地域表示

地域表示は照明灯等の所在する市町村名の頭文字も一文字で表示する。ただし、その1文字が隣接市町村の頭文字の1文字と同一のときは、市町村名の頭文字からそれを含めて2文字で表示する。

なお、表示例を次に示す。

桶川市「桶」

川口市 「川」

川越市「川越」

川島町「川島」

### 3 位置表示

位置表示は照明灯等の設置してある場所により次の表に掲げるとおり表示する。

種別	表示の方法
上 り 線 側	U
下り線側	D
道路の中央	С

### 4 整理番号

- (1) 整理番号は照明灯等の区分(以下「施設区分」という。)により、県土 整備事務所管内別に路線毎に表示する。
- (2) 整理番号の付け方の原則は施設区分ごとに、1本又は1基を単位とし、 路肩警告表示灯等で1本又は1基を単位とすることが適当でないものはそ の一団を一単位とする。
- (3) 数本及び数種類の照明灯等の電気を一括して1本の引込柱から取り入れているものは、それぞれの照明灯等の1本又は1基とする。
- (4) 引込柱に表示する整理番号は数本及び数種類の照明灯等の電気を一括して取り入れているものを一単位として表示する。
- 5 交差点内の照明灯等の路線番号

交差点内に設置してある照明灯等の路線番号は交差するそれぞれの道路の 上位の道路及び上位の路線の路線番号とし、同種の道路については路線番号 等の順位の若い路線番号を表示する。

#### 第3 管理札の取付位置

- 1 独立柱等に車道側から見えるように取り付けられるものとし、高さ 2.5m を標準とする。
- 2 共架の照明灯等

照明灯等の腕木等に共架のためにある取付バンド側の近くの位置で、車道側から見えるように取り付けるものとする。

3 上記「1」及び「2」以外のものはその施設に直接取り付けるものとする。

### 第4 整理番号の指定

1 整理番号は監督員が道路環境課長より指定を受け受注者に指示するものとする。

## 第5 電気使用申込手続及び廃止手続

管理札を取り付け東京電力に電気使用の申込み及び廃止等の手続をするとき は別に定める「公衆街路灯等申し込み手続要領」により、手続をするものとす る。

### 第6 照明灯等の台帳の作成

- 1 照明灯等を設置したときは、照明灯等の台帳(県土整備事務所、道路環境課の指定様式)を作成し、台帳システムに登録するものとする。
- 2 照明灯等の移設及び廃止等をしたときは、照明灯等の台帳を修正し、台帳システムに登録するものとする。

附則

- この要領は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成15年10月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(道路環境課所掌)

# 別表(道路照明灯等の種類及び整理番号の区分)

種類	整理番号の区分
道路照明灯	1~999
横断歩道灯	P 1 ∼ P 99
内部照明式標識	$Q1\sim Q99$
道路情報表示装置	R 1∼R99
透光式矢印表示装置	$S1 \sim S99$
路肩警告表示灯	T 1~T99
障害物表示灯	V 1 ∼V99
引込柱、及びその他の電気施設	$Z 1 \sim Z99$
歩道灯	H 1∼H99
歩道橋灯	I 1∼I99
歩行者用トンネル内照明灯	J 1∼J99

